



府政防第 1416 号  
消 防 災 第 184 号  
平成 28 年 12 月 26 日

各都道府県防災担当主管部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（調査・企画担当）



消防庁国民保護・防災部防災課長



「平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）」を踏まえた  
避難に関連する取組及び避難準備情報等の名称変更について

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府では、今年 8 月に岩手県岩泉町で発生した台風第 10 号がもたらした水害を教訓とし、避難に関する情報提供の改善方策等について検討するため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」（座長：田中 淳 東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター教授）を設置し、議論を重ねてまいりました。

今般、本検討会の報告書を公表いたしましたので、関連資料一式を送付いたします。

本報告では、地域の防災力を総合的に高め、迅速かつ確実な避難行動がとれるように、国、地方公共団体、要配慮者利用施設の管理者及び住民自身が今後実施すべき取組について数多く取りまとめられています。

また、今回の水害では、高齢者施設において避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことが課題とされており、本報告も踏まえ、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、災害対策基本法第 56 条の市町村長による避難準備及び第 60 条の市町村長による避難勧告・指示について、ガイドライン上で規定されている名称を、以下の通り変更いたしました。

（変更前）

（変更後）

「避難準備情報」	→	「避難準備・高齢者等避難開始」
「避難勧告」	→	「避難勧告」
「避難指示」	→	「避難指示（緊急）」

内閣府において、今後、上記の名称変更を含め、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成 27 年 8 月）を来年 1 月に改定するとともに、関係省庁が連携し、本報告の内容を速やかに実行に移してまいります。

貴職におかれましては、本報告の内容及び新たな名称を貴都道府県関係部局及び管内市町村へ周知していただきますようお願いいたします。その際、要配慮者利用施設に確実に伝わるよう配慮をお願いいたします。

なお、本報告及びその検討状況等につきましては、内閣府防災情報のホームページ内の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」のページをご参照ください。

URL : [http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/guideline\\_2016.html](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/guideline_2016.html)

(添付資料)

- ・ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会  
「平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）」
- ・ 避難情報の新たな名称と伝え方のイメージ

一式

<本件担当>

内閣府 政策統括官(防災担当)付 参事官(調査・企画担当)付

参事官補佐 多田 直人

主 査 吉松 直貴

TEL : 03-3501-5693 (直通)、FAX : 03-3501-5199

消防庁 国民保護・防災部 防災課

災害対策官 田中 克尚

総務事務官 森田 萌水

TEL : 03-5253-7525 (直通)、FAX : 03-5253-7535